

# フランスにおける福祉財源政策

—CSG<sup>(1)</sup>の導入をめぐる—

中 上 光 夫

はじめに

- I. CSG 成立の背景
- II. CSG の概要
- III. CSG の評価

結語

## はじめに

フランスの社会保障財政も厳しい状況が続いているので、資金調達のために新たに目的税のようなものが作られたにしても、特に注目されるほどのことではないと考えられるかもしれない。ところで、わが国では、社会保障の分野でフランスといえば、ドイツと並ぶ「大陸型」の国ということになっていた。「イギリス・北欧型」の国々が租税を財源とした平等主義的な制度を作ったのに対して、フランスなどは、労使の保険料を財源とする所得比例的な制度を作っており、公費負担は少ないというように理解されていた。<sup>(2)</sup>また、フランス社会保障には、「当事者の自治」の原則があり、この点からも当事者である労使の拠出する保険料に立脚し、公的な資金には原則的には頼らないのだと理解されてきていた。そして、今でも、フランスの社会保障制度は、保険料中心で公費負担が相対的に少ないのである。その国で、社会保障に「税金」を使うようになったのである。元々、「税金」が全然使われていなかったわけではないのだから、正

確には、「税金」の使用をポジティブに位置づけるようになったと言うべきだろう。実際、CSGは、従来のフランス社会保障制度のあり方に見直しを迫る流れの中から出来てきた。それは、フランスの社会保障制度に根本的な変化をもたらすものなのだろうか。フランスは、「大陸型」の国ではなくなるのだろうか。本稿では、こうしたCSGを考察する。

## I. CSG 成立の背景

人口の高齢化や経済の低成長が続く中で、社会的給付の支給は増加しても、その費用をまかなうための収入はなかなか増えず、フランスにおいても、「社会的保護 (Protection Sociale)」<sup>(3)</sup>の財政は危機に瀕している。こうした中で、社会保障のさまざまな面に対する再検討や見直しが進んでいるわけであるが、財源についても改革の必要性が高まっていた。

フランスの社会的保護制度の資金調達方法の改革については既に1950年代から数十もの専門家の報告書が取り上げていた。だが、既存の資金調達方法の欠点を指摘するのはたやすくとも、みんなが同意できる解決策はなかった。<sup>(4)</sup>

増大する給付の財源確保のために、さまざまな方策が採られてきた。最も手っとり早い方法は、保険料率の引き上げである。しかし、それにも自ずと限界があった。そして、次のような点が議論された。

(1) フランスは、ヨーロッパ諸国の中でも、社会的保護の財源として保険料の占める割合が他の国々と比べて非常に高く、また、保険料の中でも事業主負担の保険料の割合が高いのである。<sup>(5)</sup>(表1参照) このことは、フランス企業にとっての国際競争上の障害の源泉であり、フランス経済が停滞している一因であるとして、しばしば非難されていた。企業の社会的負担を軽減すれば、企業は労働コストを軽減し、明らかに競争や雇用に良い影響を与えることができる。こうして、フランスも含めて、多くの国で、失業が悪化し、社会的保護の支出が増大する中で、雇主保険料を据え置い

表1 欧州連合の国々における社会的保護の財源構造

|            | 事業主の保険料 |      |      | 保護された人々の保険料 (1) |      |      | 公的拠出 (2) |      |      | その他の収入 |      |      |
|------------|---------|------|------|-----------------|------|------|----------|------|------|--------|------|------|
|            | 1980    | 1985 | 1993 | 1980            | 1985 | 1993 | 1980     | 1985 | 1993 | 1980   | 1985 | 1993 |
| ベルギー       | 44.5    | 40.2 | 41.5 | 17.8            | 24.3 | 27.4 | 34.0     | 31.5 | 21.0 | 3.8    | 4.0  | 10.1 |
| デンマーク      | 10.0    | 10.1 | 6.8  | 2.3             | 4.0  | 5.1  | 82.9     | 78.5 | 81.2 | 4.7    | 7.4  | 6.9  |
| ドイツ        | 41.5    | 41.3 | 40.0 | 28.0            | 30.2 | 30.4 | 26.9     | 25.0 | 26.1 | 3.6    | 3.6  | 3.5  |
| ギリシャ       | 57.8    | 55.4 | 46.8 | 31.2            | 31.1 | 27.7 | 4.7      | 6.3  | 17.6 | 6.2    | 7.2  | 7.9  |
| スペイン       | 63.6    | 54.2 | 52.4 | 18.8            | 18.2 | 16.5 | 16.1     | 25.3 | 28.9 | 1.5    | 2.3  | 2.2  |
| フランス       | 55.5    | 52.3 | 50.1 | 24.3            | 25.0 | 28.3 | 17.3     | 19.6 | 19.7 | 2.9    | 3.2  | 1.9  |
| アイอร์แลนด์ | 24.6    | 22.2 | 23.2 | 11.2            | 12.4 | 15.3 | 63.3     | 64.5 | 60.7 | 1.0    | 0.8  | 0.9  |
| イタリア       | 59.9    | 52.6 | 49.2 | 13.9            | 14.6 | 17.1 | 23.8     | 29.5 | 30.1 | 2.4    | 3.4  | 3.7  |
| ルクセンブルク    | 35.4    | 33.4 | 30.1 | 23.4            | 25.6 | 21.7 | 32.8     | 34.1 | 41.0 | 8.4    | 6.8  | 7.2  |
| オランダ       | 37.1    | 31.9 | 20.2 | 31.0            | 36.1 | 42.2 | 20.4     | 16.3 | 21.9 | 11.5   | 15.7 | 15.8 |
| ポルトガル      | 53.2    | 47.7 | 40.3 | 18.7            | 16.1 | 13.7 | 25.4     | 33.3 | 37.2 | 2.7    | 2.8  | 8.8  |
| イギリス       | 33.4    | 29.6 | 26.1 | 14.6            | 16.6 | 15.6 | 43.2     | 43.7 | 43.9 | 8.7    | 10.1 | 14.4 |

(1) 「保護された人々 (personnes protégées)」とは、賃金労働者、自営業者、および給付からの保険料のこと。

(2) これには、充当された税を含む。

出所：SOLIDARITÉ SANTÉ, No 1-1996, p. 15.

たり、引き下げることが試みられた。<sup>(6)</sup>

(2) 社会保険の保険料の賦課ベースとなる賃金には上限が置かれていたが、これに対してはさまざまな点から批判が出された。上限が設定されていると、上限を超える賃金に対しては逆進的となる。保険料の徴収総額が同一であるとすれば、上限があれば、ない場合より料率は高くなるから、低資格の労働者のコストを重くし、彼らを雇うことに抑制的に作用する。上限の廃止すなわち賦課ベースの拡大は料率の引き下げを可能にし、中位のあるいは低い賃金の労働者の社会的負担を軽減し、上限を超えた報酬の保険料額を引き上げる。これは低資格労働者の雇用に有利に作用する。<sup>(7)</sup> フランスでは、上限が比較的低く設定されていたという点も無視し得ないであろう。<sup>(8)</sup>

上限の問題については、段階的に上限のない保険料部分の比重が高められていき、上限撤廃の方向に進んだ。この結果、雇用や社会的正義の観点から見た上限廃止の利益は、もはや重要ではなくなったと考えられた。<sup>(9)</sup> (表 2, 3 参照)

表 2 1945年7月1日から1966年1月1日までの社会保障  
一般制度の保険料：上限以下の保険料率

|           | 老 齢 - 疾 病 |     | 家 族   | 合 計   |
|-----------|-----------|-----|-------|-------|
|           | 事業主       | 被用者 | 事業主   |       |
| 1945.07.1 | 10        | 6   | 12    | 28    |
| 1947.10.1 | 10        | 6   | 13    | 29    |
| 1948.03.1 | 10        | 6   | 14    | 30    |
| 1948.07.1 | 10        | 6   | 15    | 31    |
| 1948.10.1 | 10        | 6   | 16    | 32    |
| 1951.10.1 | 10        | 6   | 16.75 | 32.75 |
| 1959.01.1 | 12.5      | 6   | 14.25 | 32.75 |
| 1961.01.1 | 13.5      | 6   | 14.25 | 33.75 |
| 1962.01.1 | 14.25     | 6   | 13.5  | 33.75 |
| 1966.01.1 | 15        | 6   | 13.5  | 34.5  |

1945年から1966年まで、一般制度の保険料の全体が「上限以下」で徴収されていた。

出所：D. Lamiot/P.-J. Lancy, *Protection sociale*, Editions Nathan, 1989, p. 142.

表3 1967年から1989年までの社会保障一般制度の保険料率

|           |    | 疾 病   |     | 老 齢  |      | 家 族  | 合 計   |
|-----------|----|-------|-----|------|------|------|-------|
|           |    | 事業主   | 被用者 | 事業主  | 被用者  | 事業主  |       |
| 1967.10.1 | 上限 | 9.5   | 2.5 | 5.5  | 3    | 11.5 | 32    |
|           | 総額 | 2     | 1   |      |      |      | 3     |
| 1970.08.1 | 上限 | 10.25 | 2.5 | 5.75 | 3    | 10.5 | 32    |
|           | 総額 | 2     | 1   |      |      |      | 3     |
| 1971.01.1 | 上限 | 10.45 | 2.5 | 5.75 | 3    | 10.5 | 32.2  |
|           | 総額 | 2     | 1   |      |      |      | 3     |
| 1974.01.1 | 上限 | 10.45 | 2.5 | 7.25 | 3    | 9    | 32.2  |
|           | 総額 | 2     | 1   |      |      |      | 3     |
| 1976.01.1 | 上限 | 10.45 | 2.5 | 7.5  | 3.25 | 9    | 32.7  |
|           | 総額 | 2.5   | 1.5 |      |      |      | 4     |
| 1976.10.1 | 上限 | 10.95 | 3   | 7.7  | 3.45 | 9    | 34.1  |
|           | 総額 | 2.5   | 1.5 |      |      |      | 4     |
| 1979.01.1 | 上限 | 8.95  | 1   | 8.2  | 4.7  | 9    | 31.85 |
|           | 総額 | 4.5   | 3.5 |      |      |      | 8     |
| 1979.08.1 | 上限 | 8.95  | 1   | 8.2  | 4.7  | 9    | 31.85 |
|           | 総額 | 4.5   | 4.5 |      |      |      | 9     |
| 1980.01.1 | 上限 | 8.95  |     | 8.2  | 4.7  | 9    | 30.85 |
|           | 総額 | 4.5   | 5.5 |      |      |      | 10    |
| 1981.01.1 | 上限 | 8.95  |     | 8.2  | 4.7  | 9    | 30.85 |
|           |    | 4.5   | 5.5 |      |      |      | 10    |
| 1981.11.1 | 上限 | 5.45  |     | 8.2  | 4.7  | 9    | 27.35 |
|           | 総額 | 8     | 5.5 |      |      |      | 13.5  |
| 1982.01.1 | 上限 | 5.45  |     | 8.2  | 4.7  | 9    | 27.35 |
|           | 総額 | 8     | 5.5 |      |      |      | 13.5  |
| 1984.01.1 | 上限 |       |     | 8.2  | 5.7  | 9    | 22.9  |
|           | 総額 | 12.6  | 5.5 |      |      |      | 18.1  |
| 1986.08.1 | 上限 |       |     | 8.2  | 6.4  | 9    | 23.6  |
|           | 総額 | 12.6  | 5.5 |      |      |      | 18.1  |
| 1987.07.1 | 上限 |       |     | 8.2  | 6.6  | 9    | 23.8  |
|           | 総額 | 12.6  | 5.9 |      |      |      | 18.5  |
| 1989.01.1 | 上限 |       |     | 8.2  | 7.6  | 4.5  | 20.3  |
|           | 総額 | 12.6  | 5.9 |      |      | 3.5  | 22    |

上限：賦課ベースは賃金の上限以下。 総額：賦課ベースは賃金総額。

出所：Lamiot/Lancy, *Protection sociale, op. cit.*, p.144.

(3) 1970年代まで、事業主の負担する社会保険料の料率は、被用者負担のそれを上回って上昇した。この問題は、それがフランス経済全体に及ぼす影響を考える視点にとどまらず、社会保険料ないしは事業主負担の社会保険料のあり方の検討から、社会保障あるいは社会的保護の財源はどうあるべきか、という議論に発展していく。

負担の重くなった雇主保険料は、しばしば、雇用税として非難された。それは、機械化の進んだ資本集約的な企業よりも労働集約的な企業に重くのしかかる。雇主保険料は、企業に労働者を機械に置き換えるよう促して失業を促進するともいわれた。そこで、各企業の社会的負担をより公正にするような財源や資金調達の方法が求められることになった。<sup>(10)</sup>

(4) 社会保険料は、被保険者（被用者と自営業者）の職業上の収入から徴収されるが、これは財源に歪みをもたらしていると考えられた。賃金を賦課ベースとすることにより、労働集約的な企業は資本集約的な企業よりも多くの負担を課せられる。また、こうした徴収方法は、被保険者の拠出能力を正確には反映していない。

職業上の収入に応じて算定される給付の財源となる保険料については、賃金を賦課ベースとする方式で問題はない。しかし、家族給付や医療の財源が問題である場合、給付は普遍的性格をもち、拠出額との対応はないのだから、拠出能力をいっそう考慮した徴収方法に立脚するのがより公正でより論理的であると考えられた。<sup>(11)</sup>

(5) フランスの社会的保護制度も、対象の一般化と目標の拡大に向けて段階的に発展してきたわけであるが、被用者だけを対象とする当初のメカニズムが非被用者や働いていない人々へと拡大するにつれて、専ら労働や保険の方法に根ざした考え方は、基本的欲求を充足することという、社会のその成員に対する義務をいっそう重視する考え方に移っていった。ところで、労使の拠出する保険料は、被保険者が直接受け取らない賃金の一部なのであり、それを財源とする給付が、職業上の収入を得ていない社会範疇の人々にまで拡大して支給されていることになると、こうした保険料徴

収はもはや論理的ではないことになる。フランスでは、家族給付や医療給付、および稼得期の所得や期間と無関係に老人に支給される年金（老齡ミニマム）など、必ずしも保険料に対応しない給付が支給されている。住民の全体に社会的最低限を保障しようとするのは、扶助や国民連帯の思想に基づいている。この場合、支給される給付と受給者の職業上の収入との間にはなんら関係がないのだから、財源として租税を利用するのが最もふさわしい資金調達方法となると考えられた。<sup>(12)</sup>

社会保障の財源の全体または一部を「租税化(fiscalisation)」するという考え方は、古くからある考え方なのであるが、制度がほとんど全住民に一般化されたからには、論理的にも首肯できるものであると考えられた。しかも、こうした方策はフランスの「強制徴収」<sup>(13)</sup>の構造をヨーロッパの他の国々のそれに近づけるという利点もあるのである。<sup>(14)</sup>

(6) 労働による所得を賦課ベースとした社会保険料について、数多くの議論がなされてきたわけであるが、政府は、政治的経済的影響を考慮して、慎重な姿勢を保っていた。こうした議論は2つの問題点に集約できる。

- a) 保険料制度をより公正で、雇用促進的なものにするには、どのように改めたらよいか。
- b) 社会的保護の支出の増大に対処するためには、どのようなタイプの財源に頼ったらよいか。<sup>(15)</sup>

こうした展開の下で、CSGが出てくる前に検討されていた社会的保護の資金調達方法の改革案は、雇主保険料の賦課ベースを企業の付加価値全体に拡大することや、雇主保険料の賦課ベースである賃金に基礎控除を創設するというもの、それから、財源の租税化を求めるものであった。国民連帯の思想に基づく給付の財源は国が負担すべきであるという考え方に基づく「租税化」は、社会的保護制度の資金調達のかなりの合理化にもなるし、ヨーロッパの他の国々の方式に近づく途でもあった。それは、また、

どのようなタイプの税に依拠するのかという問題を提起する。具体的には、TVA（付加価値税）の引き上げ、法人税の引き上げ、減価償却税の創設、資産課税の引き上げ、所得税の引き上げ、課税所得からの比例的徴収の利用、いくつかの公共支出の削減などが検討されたのであるが、ここでは、詳細には触れない。<sup>(16)</sup>

## II. CSG の概要

### 1. CSG 導入の経緯

CSG の考え方は新しいものではなく、既に 1983 年に、ドゥローール (Jacques Delors) が一種の CSG といえるものを推進しようとしたことがあった。その後も、この考え方は何度も繰り返して現れた。1987 年には、社会保障三部会を主宰した 7 人の賢人の報告<sup>(17)</sup>が、すべての所得に課される租税的 (fiscale) な拠出金 (contribution) を設けることを求めた。これは、所得上限なしで課され、当初は比例的であるが、最後には累進的となるものと考えられ、家族給付の財源に充てられ、企業の賃金コストを軽減するものとされた。これが、今回の CSG の原型となった。次いで、多数を獲得できなかったが、経済社会審議会のショタール (Yvon Chotard) の報告も同様の考え方に立った。

今回の CSG の創設は、時の保健・連帯・社会的保護大臣であったエヴァン (Claude Evin) によって、首相ロカール (Michel Rocard) の積極的な支援の下に、計画された。そのために、これは「エヴァン・ロカール計画」とも呼ばれた。エヴァンは、この問題でデュペイルー (Jean-Jacques Dupeyroux) に「社会的パートナー」と協議するよう依頼した。CSG 計画は、社会的保護の資金調達改革の転換点の始まりと考えられたが、反対も少なくなかった。それでも、1990 年 10 月 3 日に閣議で採択され、12 月 29 日に、1991 年の財政法の一部として議会を通過した。それは 1991 年 2 月 1 日から実施された。<sup>(18)</sup>



## 2. CSG の制度<sup>(19)</sup>

### (1) CSG の適用対象者

CSG は、税法上、フランスに住所のあるすべての者に課される。具体的には、イ) フランスで職業活動を行っている者（主要な活動が外国で行なわれている場合を除く）、ロ) フランスに家庭や経済的利益の中心を有する者、ハ) フランスに主要な居住地を有する者、ニ) 外国で勤務し、その国の税を課されないフランスの公務員、ホ) フランスに居住し、外国で働く国境地帯の労働者、など。CSG の適用対象は非常に広い。

### (2) CSG の料率

CSG の料率は、1991 年度は 1.1% と決められた。政府は、毎年、社会的保護に関する報告書を議会に提出し、社会的保護制度の収支状況を明らかにする。この報告書が審議され、CSG の料率が決定される。料率は、政府ではなく、議会が決定する。社会保障の法定制度の保険料率がデクレ（政令）によって決定されるのに対して、CSG の料率が毎年議会で可決されなければならないのは、政府が、社会的保護制度の推移に議会がより密接な関係を持つように望んだからであった。当初は、CSG の収入は全国家族手当金庫に払い込まれ、家族給付に充てられることになっていた。

### (3) CSG の賦課ベース

CSG の賦課ベースは、法的には、次の三つに区分される。勤労所得と代替所得、財産所得、資本所得（投資の収益）。CSG の賦課ベースは、社会保障の保険料の賦課ベースよりも広いばかりでなく、所得税の課税ベースよりも広く、対象とならない所得はほとんどないと見られている。また、CSG は、社会保険料と異なり、所得税の課税ベースから控除できない。

### A. 勤労所得

勤労所得として CSG の賦課ベースとなるのは、各種の給与、手当、ボーナス、現物給与、労働者持ち株制度や利益分配制度（「利益配分」<sup>(20)</sup>や「利益分配」<sup>(21)</sup>）や「企業内貯蓄計画(plan d'épargne d'entreprise)」によって支給される金額、芸術家や作家の所得、議員手当、憲法評議会や経済社会審議会メンバーの報酬、事業主が支払う有給休暇手当や疾病・労災の補足手当、および、自営業者の職業上の所得や、商業・工業・農業の利益、非商業的利益などである。自営業者等の場合、家族手当の個人保険料の賦課ベースと等しい。

これらの所得の全体が、すなわち、上限設定なしに、社会保障保険料の控除なしで、賦課ベースとなる。これらの所得の「総額」から、職業費用として5%の一括控除がなされて、CSG が課される。いくつかの職業に適用されている補足的控除は、CSG の場合は行われない。

CSG を免除される勤労所得としては、召集兵の給与、徒弟の賃金、職業訓練生に支払われる公的機関からの報酬、21.5 フランを限度とした食券に対する事業主の負担、パリ地区の事業主による交通費の一部払い戻し、などがある。なお、最後の二つは、職業費用と考えられている。<sup>(22)</sup>

### B. 代替所得

社会保障の基礎機関、補足的機関、社会保障の範囲外の機関によって支払われる年金、早期退職手当（年金）、失業手当といった「代替所得」にも CSG が課される。

失業手当の場合、その総額に、求職費用を考慮して、5%の一括控除が適用されるが、早期退職手当には、この控除はない。失業者や早期退職手当受給者が、所得税非課税者である場合、CSG は全面的に免除される。また、CSG を徴収することによって、失業手当や早期退職手当のネットの額（仕事の部分的停止である場合は、仕事の報酬も含めた額）が SMIC（最低賃金）の額（1991年7月1日時点では、時給 32.66フラン、月給総

額 5519.54フラン)を下回る場合は、SMICの額まではCSGは免除される。

退職年金や障害年金の大部分もCSGが課される。所得税課税において年金と見なされる退職年金、すなわち、事業主が全面的にまたは部分的に拠出した退職年金や、税額控除された保険料によって拠出された自営業者の退職年金などには、CSGが課される。障害年金の場合も同様の原則に従う。これらの年金は、疾病保険料控除前の総額が賦課ベースとされ、子供のための付加給付(majorations et bonifications)もこの総額に加算される。退職年金も障害年金も5%の一括控除は適用されない。退職年金受給者が、所得税非課税者である場合、失業手当等の場合と同様に、CSGは免除される。

収入要件の下で社会保障の基礎制度から、また預金供託金庫の特別基金から支給される無拠出制の老齢年金や障害年金(国民連帯基金(FNS)の補足手当も支給される障害年金)、高齢賃金労働者手当と終身救済金、主婦手当、高齢非賃金労働者手当、特別手当とその付加金、FNSの補足手当、農業高齢手当、高齢帰還者終身手当の受給権者——所得が一定額以下の貧しい老人や障害者と考えられよう——もCSGが免除される。その収入要件は、FNSの補足手当の支給の際の要件と同じである。<sup>(23)</sup>

次の社会的所得もCSGの賦課を免除されることになっていた。家族給付(家族手当、住宅手当など)、成人障害者手当、社会保障が支払う疾病・労災の傷病手当金や出産手当金、自宅保育手当、有資格保母を雇った家庭に対する援助、農業者の相互扶助の枠内の給付、国や地方自治体が支払う救済的性格の金銭(RMIや奨学金など)、臨時孤児年金(死亡した親が権利を持っていた家族給付の金額に対応する部分まで。場合によっては、成人障害者手当の金額まで)、軍人障害年金、戦争犠牲者の年金、軍人年金、レジオン・ドヌール勲章や戦功章に伴う俸給、扶養義務の範囲内で支払われる生活扶助料、別居や離婚の際に裁判所の決定に従って支払われる生活扶助料、など。

また、「無償の終身年金」(拠出を伴わずに、私的に支払われる年金)の受給者はCSGを支払わなければならないが、労災や職業病の被災者に支払われる終身年金や、全面的永久的労働不能となった人に対して損害賠償として支払われる終身年金の場合は免除される。<sup>(24)</sup>

### C. 財産所得

税法上フランスに居住している個人は、財産所得に関してCSGを課される。ただし、所得税納税額(cotisation d'impôt sur les revenus)が取立限度額(1990年は420フラン、1991年は440フラン、1992年は460フラン)に達しない場合は課されない。1990年には、「課税純額」の1.1%のCSGが、所得税と同時に徴収された。財産所得としてCSGを賦課される所得は、次の通りである。

- 1) 不動産所得：家屋の建った土地や更地からの所得。経費を控除した後、総額がCSGの賦課ベースとなる。
- 2) 「有償の終身年金(rentes viagères constituées à titre onéreux)」,(保険会社などからの個人年金の収入)：年金の受給開始日における受給者の年齢に応じて、この所得の30%から70%の部分が所得とされ、CSGの賦課ベースとなる。
- 3) 「動産資本」からの所得、すなわち、有価証券からの収益：「一括全額徴収(prélèvement libératoire forfaitaire)」<sup>(25)</sup>の対象とされない(税が源泉徴収されていないで、総合課税の対象となる)株式配当や会社出資金からの収益、定額収入の投資収益などで、「配当税額控除」<sup>(26)</sup>や税額控除(crédit d'impôt)をする前の、税法で定められた費用などを控除した金額がCSGの賦課ベースとなる。庶民貯金通帳、長期貯蓄口座、住宅貯蓄の収益などには、CSGは課されない。株式配当などには課されるが、庶民の貯金の利子のようなものには課されないということであろう。
- 4) 値上がり益：動産や不動産等の売買により得られる値上がり益、

比例税率の所得税 (l'impôt sur le revenu à un taux proportionnel) の対象となるキャピタル・ゲインや商品の先物市場で得られた利益などであり、これらも CSG の賦課ベースとなる。

- 5) 家具付き住宅の非職業的な賃貸による所得：非職業的な賃貸人（その家賃の総収入が 1990 年には 2 万 6 千フランを超えない者）が受け取った所得にも、その 50%（最低 2 千フラン）の控除後の「課税純所得」に対して、CSG が課される。
- 6) 非商業所得：名称が不相当であるなどの理由で、職業的所得としての CSG が課されない所得。<sup>(27)</sup>

#### D. 資本所得

「全額徴収」が行われる（分離課税扱いで、税の源泉徴収がなされる）投資の収益で、税法上フランスに居住する個人および匿名で住所の確認ができない者が受け取ったものにも CSG が課される。債券 (obligations)、短期国債 (bons du Trésor) などの収益が関係する。これらの収益は、選択により「全額徴収」となったり、職権により「全額徴収」とされる。1%の「例外的な」社会的徴収と1%の恒久的な社会福祉拠出金 (contribution sociale) も課される。「全額徴収」でない場合は、「動産資本」からの所得として扱われる。税法上フランス国外に居住する人に支払われた収益については、CSG は免除される。<sup>(28)</sup>

#### (4) CSG の徴収方法

CSG の賦課ベースとなる所得の性質に応じて、その徴収方法は異なり、源泉徴収されたり、所得税と同時に納められたりするが、基本は源泉徴収である。源泉徴収された CSG は、次に、大部分の場合、徴収機関である URSSAF (Union de recouvrement des caisses de sécurité sociale et d'allocations familiales. 社会保障と家族手当の諸金庫の徴収連合) に集められる。

A. 給与所得：社会保障の保険料の徴収と同様に、事業主は従業員の給与から、支給の度に、直接、CSGを源泉徴収しなければならない。CSGの徴収は、その賦課ベースと料率とともに、給与明細書に記載されなければならない。

有給休暇金庫（港湾、建築、興行、運輸の労働者のような雇主をししばし変える職業の労働者のために設けられている<sup>(29)</sup>）によって支給される有給休暇手当から徴収されるCSGは、有給休暇金庫が源泉徴収する。

事業主は、「利益分配」を従業員に支払う時、たとえそれが社内貯金に充てられるにしても、CSGを天引きする。「利益分配」や企業内貯蓄計画の場合も、事業主による天引きが推奨されていた。利益分配から徴収されたCSGの金額は、給与明細書ではなく、個人カードに記載される。<sup>(30)</sup>

事業主などが集めたCSGは、保険料の場合と同じように、URSSAFによって回収される。農業被用者の場合には、MAS（農業社会共済組合）の金庫によって回収される。国外の企業に勤務しCSGが課される（税法上フランスに住所がある）労働者やフランスに外国企業から派遣されている者は、自分自身で居住地のURSSAFにCSGを支払う。

B. 収益：非農業の自営業者の職業上の所得については、家族手当の保険料の場合のように、社会機関（organismes sociaux）宛てに申告をすると、URSSAFによってCSGが計算され、四半期毎に徴収される。農業者の場合、CSGが賦課されるのは、個人社会保険料が加えられた社会保険料の新ベースに対してである。CSGの賦課ベースとなる農業所得の定義は、税法上の農業収益の定義より広い。農業社会共済組合の諸金庫が、このCSGを徴収する。<sup>(31)</sup>

C. 代替所得：退職年金や障害年金の場合、CSGは、支給機関によって給付の支給のときに源泉徴収される。次いで、一般制度によって支給される年金や基礎制度・補足制度によって支給される非被用者の年金の場合には、徴収されたCSGは、ACOSS（Agence centrale des organismes de Sécurité sociale, 社会保障機関中央局）に振り替えられる。それ以外の、

国や特別制度によって支払われる年金などの場合は、URSSAF に振り替えられる。農業社会共済組合の諸金庫は、農業労働者や農業耕作者の年金から源泉徴収された CSG を集める。

失業手当や早期退職手当の場合は、ASSEDIC などの支給機関が、場合によっては事業主が、CSG を手当支給時に源泉徴収し、URSSAF に払い込む。事業主が支給する手当である場合は、CSG は、社会保障の保険料と同様の条件で、徴収機関に払い込まれる。<sup>(32)</sup>

D. 財産所得：財産所得に基づく CSG は、所得全体の申告を審査した上で決定され、納税者名簿によって徴収される。この CSG は所得税と同じ条件で（税務当局によって）管理される。財政法によれば、この CSG の金額が 80 フラン未満である場合には、徴収されない。動産や不動産の値上がり益に賦課される場合、所得税とは異なり、CSG は分割納付はできない。CSG は、徴収後 30 日以内に納付されなければ、延滞納付として 10% の割増を課される。<sup>(33)</sup>

E. 「全額徴収」：資本所得に基づく CSG も、税のメカニズムに従って決定され、徴収される。CSG は、投資の収益から「全額徴収」が行われるときに、収益を支払う会社によって「全額徴収」と同時に源泉徴収される。会社は、翌月に、徴収した額を「税収入」に振り替える。<sup>(34)</sup>

#### (5) CSG 導入時の平衡的措置

CSG の制定に伴い、社会的保護制度の収入総額の増減をゼロにするように、種々の財政的埋め合わせの政策が実施された。増減をゼロにするためのメカニズムはかなり複雑である。差し当たり、収入に変動がないのは、CSG 導入は社会的保護の収入を増やすことが当面の目的のではなく、労働所得だけを賦課ベースとする保険料よりもより公正で経済的と考えられる新しい徴収の制度に向けて従来の制度を改革することが目的だということを示すためであった。

a) 1987年に老齢保険のために設定された、個人の課税所得総額から0.4%を徴収するという制度が廃止された。

b) 被用者負担の保険料：被用者にとっての基本的な変更は、老齢保険の保険料率の引き下げと老齢保険の保険料からの一律控除である。

1) 老齢保険料：1991年2月1日から被用者の老齢保険料（上限付き）は1.05ポイント引き下げられ、民間部門の被用者の場合、保険料は7.6%から6.55%になった。軽減料率が適用される他の被用者の例として、芸術家は4.59%、ジャーナリストは5.24%、医療従事者は4.59%であった。公務員は8.9%から7.85%になった。

2) 一律控除：一律控除の利益を受けられるのは、一般制度の老齢保険の保険料を支払わなければならない強制被保険者であり、彼らの賃金が実際にこの保険料の賦課ベースとなっている場合である。従って、老齢保険に任意資格で拠出する被保険者、老齢保険の保険料を賃金から支払っていない被保険者、保険料を一括制に基づいて拠出している被保険者はこの利益を受けられない。軽減された保険料率（1.05%が軽減された料率）で保険料が計算される人は一律控除の利益を受けられる。

— 全額控除：保険料からの控除額は、仕事がフルタイムである時、42フランである。次の場合は、フルタイムの仕事と見なされる。イ) その仕事の月間労働時間が月間法定労働時間（一般の場合、169時間）に適合している、ロ) その仕事の労働時間が、たとえば法定労働時間より少ないにしても、企業内の協約労働時間に適合している。

協約労働時間が法定労働時間より多い場合には、控除額の計算は169時間を基礎にして行われる。一律控除はいかなる場合においても（時間外労働があっても）42フランを超えない。有給休暇期間は労働期間と同一視される。

— 一部控除：仕事の時間が169時間より少ない時（パートタイ



ム労働や月の途中で始まったり中断した仕事の場合), 控除額は減額される。その場合, 労働1時間につき,  $42(F)/169(\text{時間})$  フランが控除額(端数は切り捨て)となる。当該月において同一の事業主の下での労働時間が8時間以下である被用者には, 控除は行われない。

- c) 事業主負担の保険料 : 事業主に対して, 家族手当の保険料を引き下げると同時に, 上限なしの老齢保険料を設定した。
- 1) 事業主負担の家族手当保険料は1.6ポイント引き下げられ, 一般制度の場合, 1991年2月1日以後7%から5.4%となった。芸術家の場合, 新しい家族手当保険料率は3.78%である。自営業者の場合, 現行の上限付き部分が引き下げられ, 社会保障の上限の限度内で0.5%の保険料, 職業所得の全体に対して4.9%の保険料, 合計5.4%となった。
  - 2) 家族手当保険料の引き下げと同時に, 事業主が負担する1.6%の上限なしの老齢保険料が, 上限付きの保険料に追加して, 新たに設定された。芸術家の場合, この上限なしの老齢保険料率は1.12%と定められた。結局, 事業主の負担は, 従業員の賃金が上限賃金以下の場合には, 全く変化がないことになる。<sup>(35)</sup>

### III. CSG の評価

#### 1. CSG の法的性格

CSG は, 家族給付や社会的給付の財源となるという点では, 社会保険料に類似している。CSG は, また, その賦課ベース, 料率, 徴収方法に関する規則が議会によって承認されなければならないという点で, フランスの憲法において租税のカテゴリーに入るものと憲法評議会によって判断された。CSG は目的税と考えれば良いということになり得るが, 租税と見なした場合, CSG が払い込まれる URSSAF と「農業社会共済組合の金

庫」、また、家族手当金庫は、公的機関の性格をもっているが、私法上の法人であって国の機関ではないという点が問題になる。国の機関ではないところが租税を徴収し管理するのはおかしいということは、国会での審議中に野党から批判された点でもあった。政府も、CSGを明確に税としては位置付けなかったのである。従って、CSGは、租税としての性格を強くもちながらも、租税であるのか社会保険料であるのかを曖昧にしたままの、二面性をもった徴収であると言われる。これは、CSGが保険料に代替するという事実を示すことによって、納税者がCSGを容易に正当化し、心理的に、目的税化された新税を受け入れやすくなるようにと考えられたからであった。<sup>(36)</sup>

## 2. CSGの経済的効果

CSG導入とそれに伴う平衡化の措置の再分配効果の測定は、老齢保険料の軽減が課税所得を引き上げるということを考慮しなければならないなど、かなり複雑であった。このため、何種類かの予想が出されていたが、最も正確な予想といわれたものによれば、10%の最も貧しい世帯の人々は、何も変わらない。85%の世帯にとって、一人当たり可処分所得が年に50-150フラン増える。5%の最も豊かな世帯だけが一人当たり可処分所得が減る。すなわち、一人当たり「年純所得」(社会保険料を控除後の、直接税と社会的給付を算定前の金額)が145,450フランの場合、300フランすなわち所得が0.2%減少する。平均年純所得が306,300フランである、世帯全体の1%の最高所得階層の場合、1,750フランすなわち所得が0.6%減少する。要するに、CSGは、少なくとも当面は、低所得層には影響を与えず、一般勤労世帯には僅かながらも利益をもたらし、高所得層にも僅かの負担増を求めるだけであるとされたのである。<sup>(37)</sup>

また、CSGは、その賦課によって一定額以下の低所得者が現れることを防ぎながらも、退職年金を受給する高齢者や失業手当を受給する失業者に対しても課されることになっている。そのため、1990年11月の『ル・

モンド』紙<sup>(38)</sup>の予想では、「代替所得」受給者のうち、退職年金受給者の55%、及び失業手当受給者の10%弱は損をすると見られた。これらの退職年金受給者は所得の0.8%を失うと予想された。「経済的な弱者」と考えられていた退職者に新たな負担を課することはタブーであったが、それへの挑戦がなされた背景には、30年来、退職者の生活水準は、全体として、著しく改善され、退職年金額も、平均して、働いている者たちの職業所得と比肩し得るレベルに達したばかりでなく、彼らのある者たちは、就業者よりも多くの財産を所有しているという判断があったからであった。

### 3. 公正な財源制度の設立

a)事業主が負担する保険料が家族給付の財源として正当だと思われているのは、歴史的な経過に由来している。最初の家族給付は19世紀末に、若干の雇主が自発的に家族持ちの労働者に支給した賃金の補足（つまり、給料の追加 *sursalaire*）の形態で現れたのである。その後、この給付が拡大し、雇主は彼らの負担を均等化するために平衡金庫を設立した。次いで、1932年3月11日の法律は、雇主の拠出を強制とすることによって、家族給付の支給対象を被雇用者全体に拡大した。しかし、その後、家族給付を被雇用者の労働に結び付ける考え方から国民連帯思想に結び付ける考え方に、家族給付の考え方が変化していく。1939年に、家族法典が、家族給付受給のための条件を、被雇用者としての労働から職業的な労働に広げて行き、家族給付制度を自営業者にまで拡大した。1973年には、家族手当の支給は、世帯主の職業活動の場所の家族手当金庫によってではなく、家族の居住地の家族手当金庫によって支給されるという規定が実施され、家族給付と職業的労働とのつながりを断ち切るきっかけを作った。こうして、1978年1月1日以後、家族給付と職業的労働とのつながりは全面的に断絶することになる。これ以後、家族給付はフランスに居住するすべての家族——フランス人であれ外国人であれ——が受給できるようにな

る。家族給付は、このように一般化した結果、賃金や職業上の所得の補足（追加）としてではなく、家族政策や児童政策のための国民連帯の手段として理解されるようになる。そして、家族手当の考え方のこのような変化は、論理的にも、資金調達方法の変更を迫ることになるのである。家族手当の受給権と職業的労働とのつながりが消滅したからには、賃金や職業上の所得だけにに基づく保険料を廃止し、被雇用者であろうとなかろうと、彼らの抛出能力は考慮しつつも、その所得の全体を対象にする租税的性質の財源で置き換えること、すなわち、「租税化」が必要だと考えられるようになるのである。こうした観点から見ると、CSGは、家族給付の財源の部分的な租税化を表しているのである。それは、国民連帯の制度に適合的な資金調達制度が導入されたという点で、より論理的ではあるが、しかし、不十分なものでしかないと考えられた。多くの西欧先進国——特にドイツ、デンマーク、アイルランド、イギリス、オランダ——では、家族給付は全面的に国家によって負担され、税金によって賄われている。フランスでも、家族給付の一層の租税化が進むことは確実であって、CSGはその第一歩となると考えられた。<sup>(39)</sup>

b) 上限付き賃金から徴収される被用者の保険料は二重の意味で逆進的なのである。第一に、上限を越えた賃金部分は、保険料負担率を相対的に減少させていくということである。もう一つは、社会保険料は課税所得から控除されるので、保険料は所得税の累進性を免れた部分となり、社会保険料が控除されない場合と比べると、控除される場合には負担率が低くなるということである。こうした社会保険料は、所得が高ければ高いほどより多くの「減税」がなされた形になるというのである。賦課上限を持たないCSGの導入に伴って、老齢保険の被用者が負担をする上限付き保険料が1.05%引き下げられたが、これは、部分的ではあれ、逆進の性質をもつ徴収（老齢保険料）が縮小され、相対的に逆進的でない上限なしの徴収（CSG）に置き換えられたことを意味するわけで、より社会正義に適う方向への改善だと考えられるわけである。しかも、CSGは、社会保険料と

は異なり、課税所得から控除されないので、所得税の累進度を引き下げない。ということは、CSGの導入が国の所得税収入を減らさないということでもあった。<sup>(40)</sup>

#### 4. 新形態の所得課税

##### a) フランスの所得税

フランスの強制徴収の制度は、所得税の占める割合の少なさと社会保険料と間接税の比率の高さ、とりわけ社会保険料の多さによって特徴付けられている。他の西欧先進国との比較からは、フランスの所得税は税収を引き上げる十分なゆとりがあると考えられる。EEC諸国との税や社会福祉の制度の統合化の観点からも、フランスは所得の直接税を重くし、間接税や社会保険料を軽くする方向に向かわなければならないのである。ところが、フランスの所得税は、さまざまな問題を抱えている。それは、非常に累進的で高税率であるにもかかわらず、税収入は少ない。課税最低限の基準額が高く、控除や軽減されるケースが多く多様であるために、課税ベースが狭く、非常に複雑であり、不人気なのである。1990年の租税審議会の大統領宛報告によれば、税法上の世帯の48%が所得税を免除されており、所得階層の上位5%の世帯が、家計所得全体の21%の所得を占め、所得税の52%を支払っている。高所得者へ過度に集中しているわけである。こうした状況のために、現状では、個人の所得税を引き上げることはとりわけ困難であると考えられていたのである。そこで、所得税に頼らずに、所得課税を引き上げることが考えられた。CSGの創設には、所得税を迂回し、所得税とは異なる、比例的で、広く源泉徴収され、目的税化された税を設けて、新しい形態の所得課税を目指すという意味も込められていたのであった。<sup>(41)</sup>

##### b) 源泉徴収

フランスは所得税が源泉徴収されない少数の先進国の一つである。源泉徴収制は徴税を容易にし、脱税の危険を減らすし、税が分割支払いされる

ので、税が見えにくくなり、苦痛感が少なくなり、納税者が受け入れやすいという利点がある。だが、フランスで所得税の源泉徴収を実施しようとすると、所得税制の複雑さ、すなわち、税率や控除額や課税最低基準額の多様性といった問題にぶつかる。当面は、所得税には手をつけられないのである。だが、将来、所得税への依存を高めるためには、その課税ベースを拡大し、単純化し、源泉徴収制を実施することは不可欠と考えられている。CSG は、将来において、源泉徴収制を所得税にまで拡張する際のテストケースとしての意味もあるのだと言われた。<sup>(42)</sup>

## 5. CSG の将来

人口高齢化や増加する医療費の抑制が困難であるということを中心に、フランス政府は、今後も長期にわたり、赤字を回避するための非常に困難な努力を続けていかなければならないが、CSG は、長期にわたり、社会的保護の年々の資金需要に応える手段として利用されることになると考えられていた。

それは、今後、家族給付の全面的な租税化が考えられているからである。疾病保険の現物給付も、職業的な所得とは関係がなく、むしろ国民連帯に属すると考えられており、この面でも今後、租税化が見られるかもしれないとも言われる。老齢部門は大きな財政問題となっているが、老齢保険の一般制度の支出の25%から30%ほどは拠出の論理よりも国民連帯の論理に依拠している給付であることから、また、この部門の財政需要の大きな原因が人口問題であることから、国民連帯に基づく資金調達方法としてのCSGを老齢給付の財源として利用することは、CSGの創設時から考えられていた。そして、これは1994年1月1日の「老齢連帯基金(Fonds de solidarité vieillesse)」の創設により現実のものとなった。<sup>(43)</sup> CSGは、これらの財源として利用されるために、保険料の代償的な引き下げなしに、引き上げられると考えられていたが、実際に、1993年修正財政法により、1993年7月1日からCSGの料率は2.4%に引き上げられ

た。<sup>(44)</sup>

また、CSGの広い賦課ベース、低料率、源泉徴収制、単純性といった利点か、所得課税全体の再整備の基礎となり、所得税改革につながっていく可能性もあると考えられた。CSG自体も累進制に変わったり、目的化されない税に変わり、国の一般予算の収入全体の一部になってしまう可能性もあると言われた。<sup>(45)</sup>

## 結語

「租税化」は近年のフランスの福祉財源政策における一つの合い言葉であって、こうした流れの中からCSGが出てきた。この制度は、その対象者に関しても所得や資産に関しても課「税」ベースを広くとり、「税」率を単一で低くするとともに源泉徴収を原則とし、低所得者には事実上の控除を置くと同時に課「税」上限を設けず、目的税の欠点とされる財源の硬直化を毎年の議会による「税」率の決定によって回避しようとするなど、福祉財源としての社会保険料や租税の長所を生かし、問題点をできるだけ克服するという形で制定されたと言えるだろう。福祉目的税の一つのあり方を示しているわけで、財政政策を考える上で多くの注目すべき点を見つけ出すことができるであろう。

CSGそれ自体は、フランス社会に特有な経済的社会的事情から生まれたわけであるが、CSGを念頭において日本のことを考えてみると、状況の大きな差に改めて驚かされる。たしかに、わが国でも、福祉財源はどうあるべきか、社会保険料や租税はどのような長所・短所があるのかといった研究はなされているのだが<sup>(46)</sup>、現在の財源制度の基本を問題にすることは考えられておらず、それゆえ、社会保険料をとり上げ、その改革について議論するというようなことは殆どないのだろう。これに対して、CSGを作りだしたフランスの議論は、財源制度の基本的なあり方を問題にしていたのであった。この違いは「社会保障の危機」の程度の違いでもあるの

だろう。また、日本では、「連帯の制度」の財源は租税であるべきだといような考え方も、「連帯の制度」を公的扶助制度と同一視するのでなければ、理解しにくいのではないかと思われる。それは、日本では、「連帯の制度」はあまり発達しておらず、貧弱だからであるだろう。このことも日仏の差異の大きな原因と思われる。

フランスにおける CSG の導入は、社会保障制度の中に混在する「保険性」と「社会性」という二つの側面を、一つの明解な論理でもって区分しようとする流れの一環としても捉えることができるだろう。これは、一面では、保険原理に立脚する領域を確定し、その領域を「守る」ことを意味するだろう。「租税化」は、保険原理を侵すのではなく、両者の棲み分けの問題なのである。近い将来において、福祉財源の中で「税」の割合は増えているのだろうが、社会保険料が中心となっているという構造が変化してしまうとは思われない。

CSG は、さしあたり定着したように見えるが、今後どのような展開をとげることになるのだろうか。ジュベ・プランによる社会保障改革が進行していく中で、福祉財源政策において CSG がどのように位置づけられるのか。その成り行きによっては、フランスの社会保障の姿をかなり変えることにもなり得るのであろうが、それは今後の研究課題である。

#### 注

- (1) CSG は Contribution sociale généralisée. の略称である。この語の意味は、「賦課ベースを広く一般化（普遍化）した社会福祉のための税的性格の拠出金」といったものであろう。しかし、適当な訳語が見あたらないので、フランスで一般に使われているように、《CSG》としておく。上村政彦氏はこの語に「総合福祉拠出金」という訳語を当てている。『保険と年金の動向』厚生統計協会、および『社会保障年鑑』東洋経済、の近年の版参照。
- (2) 例えば、小山路男・佐口卓編『社会保障論（新版）』有斐閣、昭和 55 年、の第 23 講参照。もちろん、こうした類型化は、意義もあるが、無理も多い。
- (3) 「社会的保護」は、老齢—生存、健康、家族—出産、雇用といった広い範



圏をカバーする概念である。「広い意味での社会保障」というとらえ方もある。Alain EUZEBY, 《Les cotisations sociales en France: problèmes et perspectives》, *DROIT SOCIAL*, No 12 - Décembre 1987, p. 864. の注参照。

- (4) François CHATAGNER, *LA PROTECTION SOCIALE*, Le Monde-Edition, 1993, p. 144.
- (5) *Ibid.*, p. 72.
- (6) *Ibid.*, pp. 69, 144, EUZEBY, *op. cit.*, p. 869.
- (7) *Ibid.*, pp. 867-868.
- (8) 1989年7月1日の上限は、老齢保険、家族給付、労災保険の場合、月額10540fr. であった。D. Lamiot / P.-J. Lancy, *La Protection social, les enjeux de la solidarité*, Paris, Editions Nathan, 1989, p.146.
- (9) EUZEBY, *op. cit.*, p. 869. 1991年からは老齢保険の場合を除き、上限はなくなった。老齢保険への適用は、幹部の補足的退職年金制度では、上限を超える賃金部分(上限の額の8倍まで)についてポイントの計算が行われるので、フランスの現行の年金制度の改造が必要となる。CHATAGNER, *op. cit.*, p. 146.
- (10) EUZEBY, *op. cit.*, p. 867.
- (11) *Ibid.*, p. 868.
- (12) *Ibid.*
- (13) 「強制徴収(*prélèvements obligatoires*)」とは、簡単に言ってしまうと、税(*impôts*)と強制的社会保険料を合わせたものである。詳細については、Alain EUZEBY, *LES PRÉLÈVEMENTS OBLIGATOIRES*, 《Que sais-je?》, PUF, 1992. 参照。
- (14) CHATAGNER, *op. cit.*, pp. 147, 149.
- (15) EUZEBY(1987), *op. cit.*, pp. 864-865.
- (16) この点については, *Ibid.*, pp. 870-873. 参照。
- (17) これについては, 平山卓「(資料) フランスにおける社会保障の将来——一九八七年賢人委員会報告——」『レファレンス』No. 453, 1988年10月, 55—73頁, でその概要が紹介されている。
- (18) CHATAGNER, *op. cit.*, p. 150, 《CONTRIBUTION SOCIALE GENERALEESEE: LE NOUVEAU PRELEVEMENT POUR MIEUX FINANCER LE DEFICIT DE LA SECURITE SOCIALE.》, *Questions de Sécurité Sociale*, 42e Année No 9, Septembre 1990, p. 264, 《CREA-

- TION DE LA CONTRIBUTION SOCIALE GENERALESEE), *Questions de Sécurité Sociale*, 42e Année No 10, Octobre 1990, pp. 298-299.
- (19) この章の内容については, *Social 1991* (MÉMENTO PRATIQUE FRANCIS LEFEBRE), Paris, Édition Francis Lefebvre, 1991, pp. 295-302. *Fiscal 1993* (MÉMENTO PRATIQUE FRANCIS LEFEBRE), Paris, Édition Francis Lefebvre, 1993, pp. 14-15, 305, 506-512, Gérard VACHET, 《Chroniques: La contribution sociale généralisée》, *Revue Droit sanitaire et social*, 27(2), avril-juin 1991, pp. 296-312, *LA REVUE FIDUCIAIRE*, No 772(La sécurité sociale), novembre 1991, pp. 247-264, 《LA LOI DE FINANCES POUR 1991》, *DROIT FISCAL*, 43e année - No 2-3, janvier 1991, pp. 107-122. を参照。
- (20) 利益配分 (participation) は, 企業の利益の一定割合を従業員のために, 賃金に応じて, 利益配分留保に割り当てる制度で, 労使協定によって設定される。従業員 50 人以上の企業にとっては強制的である。原則として (退職, 障害, 結婚, 離婚などの場合を除いて), 5 年間はこの留保を引き出すことはできない。Bernard LESCOT/André CAVAGNOL, *LEGISLATION DU TRAVAIL Sécurité Sociale 92-93*, 41e Édition, Éditions CASTEILLA, 1992, p. 84.
- (21) 利益分配 (intéressement) は, 任意的な制度で, 企業の業績, 生産性, 年功, 資格, などに応じて計算される。支給される賃金総額の 15% を超えることはできない。Ibid.
- (22) VACHET, *op. cit.*, p. 300, *LA REVUE FIDUCIAIRE*, *op. cit.*, pp. 250-252, *Social 1991*, *op. cit.*, pp. 297, 299, 316.
- (23) 1991 年 1 月 1 日から 6 月 30 日までは, 収入が年に, 単身者は 36670 F (約 88 万円), 夫婦は 64180 F (約 154 万円) を越えないことが要件であった。
- (24) VACHET, *op. cit.*, pp. 300, 302-304, *LA REVUE FIDUCIAIRE*, *op. cit.*, pp. 256-259.
- (25) 「全額徴収 (prélèvement libératoire)」とは, 税の徴収が行われる所得からの, 支払うべき税の決定的金額を徴収すること。この所得は他の申告所得と合算されない。《Projet de loi de Finances pour 1992》, *LES NOTES BLEUES*, No 560, du 30 septembre au 6 octobre 1991, p. 125.
- (26) 「配当税額控除 (avoir fiscal)」とは, 株主の受け取る配当の半分を株式会社が株主に代わってあらかじめ納税するというものである。Ibid., p. 123, 小松芳明『各国の租税制度〔全訂新版〕』財経詳報社, 1976 年, 374 頁。

- (27) VACHET, *op. cit.*, pp.309 - 310, *DROIT FISCAL*, *op. cit.*, pp.108 -109.
- (28) VACHET, *op. cit.*, pp. 310-311, *Fiscal 1993*, *op. cit.*, p. 512, *DROIT FISCAL*, *op. cit.*, p. 109.
- (29) *Social 1991*, *op. cit.*, p. 197.
- (30) *Ibid.*, pp. 297-298, *Fiscal 1993*, *op. cit.*, p. 508.
- (31) VACHET, *op. cit.*, p.306, *Social 1991*, *op. cit.*, pp. 299-300.
- (32) VACHET, *op. cit.*, p. 304.
- (33) *Ibid.*, p. 310, *Fiscal 1993*, *op. cit.*, p. 512.
- (34) *Ibid.*, pp. 511, 512, VACHET, *op. cit.*, p. 311.
- (35) *LA REVUE FIDUCIAIRE*, *op. cit.*, p. 249.
- (36) Alain EUZÉBY, 《La contribution sociale généralisée (CSG) : justifications et perspectives》, *DROIT SOCIAL*, No 7/8 Juillet-Août 1991, pp. 644-645.
- (37) *Ibid.*, p. 647.
- (38) 《*Le Monde*》 du 13 novembre 1990.
- (39) EUZÉBY (1991), *op. cit.*, p. 646.
- (40) *Ibid.*, p. 647.
- (41) *Ibid.*, p. 648.
- (42) *Ibid.*
- (43) Jean-François CHADELAT, 《Le Fonds de solidarité vieillesse》, *DROIT SOCIAL*, No 7/8 Juillet-Août 1994, pp. 727-728.
- (44) Jean-Jacques DUPEYROUX/Xavier PRÉTOT, *Sécurité sociale*, 8e Édition, SIREY (Éditions Dalloz), 1994, p. 136. また、1994年1月1日から、CSGの収入は、「老齢連帯基金」と全国家族手当金庫との間で、24分の13と24分の11の割合で分けられることになった。CHADELAT, *op. cit.*, p. 727.
- (45) EUZÉBY (1991), *op. cit.*, pp. 648-650.
- (46) 日本でのこうした議論としては、例えば、社会保障研究所編『社会保障の財源政策』東京大学出版会、1994年、の序章、第1, 2章参照。